

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2012-12433(P2012-12433A)

【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2010-147689(P2010-147689)

【国際特許分類】

C 0 8 L	83/04	(2006.01)
C 0 8 L	83/05	(2006.01)
C 0 8 K	3/36	(2006.01)
H 0 1 L	33/56	(2010.01)
H 0 1 L	23/29	(2006.01)
H 0 1 L	23/31	(2006.01)
H 0 1 L	21/52	(2006.01)

【F I】

C 0 8 L	83/04	
C 0 8 L	83/05	
C 0 8 K	3/36	
H 0 1 L	33/00	4 2 4
H 0 1 L	23/30	R
H 0 1 L	23/30	F
H 0 1 L	21/52	E

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

(B-3)成分は、硬化物の硬さを適度に制御するための任意成分であり、平均分子式：

$$H R^6_2 SiO (R^6_2 SiO)_r SiR^6_2 H$$

で表されるオルガノポリシロキサンである。式中、R⁶はメチル基またはフェニル基である。ただし、全R⁶の90モル%以上がメチル基である。これは、メチル基の割合が上記範囲の下限未満であると、硬化物が高温で着色を生じやすくなるからである。また、式中、rは10～100の範囲内の数である。これは、rが上記範囲の下限未満であると、硬化物に適度な硬さを付与することが難しくなるからであり、一方、上記範囲の上限を超えると、硬化物の機械的強度が低下するからである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

光半導体素子が発光ダイオードである、請求項4記載の硬化性オルガノポリシロキサン組成物。